⑷　法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

退職手当給付費支払資金、心身障害者扶養保険責任準備金については、独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年９月30日厚生労働省令第148号）及び独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定の方法について（平成20年３月28日社援発第0328068号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき算出した額を計上しております。

⑸　貸倒引当金の計上基準

①　一般勘定及び承継債権管理回収勘定

貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等にある債務者の債権については、債権ごとに債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減算した残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者の債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額に債務者の支払能力を総合的に判断して貸倒見積高を計上しております。

上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。

②　長寿・子育て・障害者基金勘定

未収入金の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

③　年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定

貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。

破綻先債権、実質破綻先債権、破綻懸念先債権及び要注意先債権については債権ごとに保証による回収見込額を勘案し、正常先債権については貸付金残高を基に、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づき計上しております。

⑹　賞与引当金の計上基準

①　一般勘定、共済勘定及び保険勘定

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

②　長寿・子育て・障害者基金勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定

役職員に対して支給する賞与に備えるため、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑺　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。

⑻　金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

⑼　債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって定額法により償却しております。

⑽　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成21年３月末利回りを参考に1.340％で計算しております。

⑾　リース取引の処理方法

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が３百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑿　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

２．重要な債務負担行為

翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、2,011百万円となっております。

３．重要な後発事象

該当事項はありません。

４．固有の表示科目の内容

勘　定　科　目	内　　容
財政融資資金預託金	財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第４条に規定する財政融資資金への預託金を計上しております。
退職手当給付費支払資金	独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第15条第１号の規定に基づき、以下の金額の合計額を毎事業年度末において退職手当給付費支払資金として計上しております。 ・給付費支払準備金 既契約掛金の収入金額のうち、当該事業年度の退職手当給付金に充てる額を除いた額等を、翌事業年度以降の既契約掛金の収入金額の調整財源に充てるため、給付費支払準備金に繰り入れております。 ・給付費繰越金 都道府県補助金の収入金額が予算額に比して増加したときは、当該増加額は、翌事業年度以降の当該収入金額の調整財源に充てるため、給付費繰越金に繰り入れております。 ・給付費支払資金 途中掛金等の収入金額は、翌事業年度以降の退職手当給付金の予算に不足を生じた場合に当該不足額の支出に充てるため、給付費支払資金に繰り入れております。
心身障害者扶養保険責任準備金	独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第15条第２号の規定に基づき、事業年度末現在における年金受給者について将来支給する年金の現価相当額から、当該年金受給者に係る年金の支払いに充当すべき将来の保険金収入の現価相当額を控除した額を、毎事業年度末において心身障害者扶養保険責任準備金として計上しております。
退職手当給付金	退職手当共済事業は、国庫補助金、都道府県補助金及び共済契約者からの掛金を財源とする制度（賦課方式）であることから、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第７条の規定に基づき退職した被共済職員（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に支給すべき退職手当金にかかる債務に対する支出決定額を計上しております。